

健康保険協会の健康保険証、氏名等記載変更可に…?

いつもお世話になっております。

健康保険協会の健康保険証に関して、通称名記載および旧姓併記の取り扱いが2023年1月より開始されたため、ご案内致します。

1. 性同一性障がいを有する方が、被保険者証に通称名を記載する申し出を行う場合

- 被保険者証表面…通称名を記載、性別欄には裏面参照と記載
- 裏面…備考欄に戸籍上の氏名と性別を記載
- 申出必要書類…通称名記載に関する申出書、医師の診断書等性同一性障かいを有することを確認できる書類、通称名が社会生活上日常的に用いられていることを確認できる書類、健康保険被保険者証再交付申請書

2. 被保険者証に旧姓を併記する申し出を行う場合

- 被保険者証表面…戸籍上の氏と名の間に括弧書きで旧姓を記載
- 裏面…備考欄に氏名欄の括弧内は旧姓と記載
- 申出必要書類…旧姓併記に関する申出書、旧姓を併記した住民票の写し・戸籍謄(抄)本等の旧姓と戸籍姓が確認できる書類のいずれか1点、健康保険被保険者証再交付申請書

以上が変更内容となります。

申し出に必要な書類が思ったよりも多い、という印象が個人的にはあります。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまで「連絡くださいませ。」